

滋賀県公報

 令和4年(2022年)

 1 0 月 2 1 日

 号 外 (4)

 金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則団県屋外広告物条例施行規則の一

%滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)......1

○ 告 示

※滋賀県屋外広告物条例施行規則第2条の2の規定に基づく地域または区域の指定(都市計画課)......52 ※滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条の規定に基づく地域または場所の指定の廃止(都市計画課)...54 ※滋賀県屋外広告物条例に基づく公共的団体の指定の廃止(都市計画課).................54

規則

滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第55号

滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県屋外広告物条例施行規則(昭和49年滋賀県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

(地域の区分)

- 第2条の2 条例第5条第2項の規則で定める地域の区分は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第1種地域 次に掲げる地域をいう。
 - ア 文化財保護法 (昭和25年法律第214号) 第143条第1項の規定による伝統的建造物群保存地区
 - イ 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された建造物または同法第78条第1項の規定 により重要有形民俗文化財として指定された建造物の周囲から50メートル以内の地域
 - ウ 滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第4条第1項の規定により滋賀県指定有形文化財として指定された建造物または同条例第29条第1項の規定により滋賀県指定有形民俗文化財として指定された建造物の周囲から50メートル以内の地域
 - エ アからウまでに掲げる地域のほか、歴史的または伝統的な景観を保全し、または形成する必要があると知事が認めて指定する地域
 - (2) 第2種地域 次に掲げる地域をいう。
 - ア 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、出園住居地域、景観地区、風致地区および特別緑地保全地区
 - イ 都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画の区域のうち、風致を維持し、または低層住宅に係る良好な住居の環境を保全し、もしくは形成する必要があると知事が認めて指定する地区計画の区域
 - ウ 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条第1項に規定する都市公園の区域
 - エ 河川法 (昭和39年法律第167号) 第6条第1項(同法第100条第1項において準用する場合を含む。) に規定 する河川区域のうち、知事が指定する区域
 - オ 滋賀県自然環境保全条例 (昭和48年滋賀県条例第42号) 第21条第1項の規定により指定された自然記念物の 周辺の地域で知事が指定するもの
 - (3) 第3種地域 鉄道、軌道、索道および道路ならびにこれらに接続する地域のうち、良好な沿線または沿道の景観を保全し、または形成する必要があると知事が認めて指定する地域をいう。
 - (4) 第4種地域 鉄道、軌道、索道および道路ならびにこれらに接続する地域のうち、小売商業者またはサービス 業者が集積する市街地であつて、広告物を主要な構成要素として良好な沿線または沿道の景観を保全し、または

形成する必要があると知事が認めて指定する地域をいう。

- (5) 第5種地域 前各号、次号および第7号に掲げる地域以外の地域をいう。
- (6) 第6種地域 次に掲げる地域をいう。
 - ア 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域(同項に規定する区域区分が定められていない都市計画区域 にあつては、同法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第 1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域および工業専 用地域)
 - イ 鉄道駅のプラットホームの周囲から100メートル以内の地域
 - ウ アおよびイに掲げる地域のほか、良好な市街地の景観を保全し、または形成する必要があると知事が認めて 指定する地域
- (7) 第7種地域 相当程度の小売商業者もしくはサービス業者が集積し、または大規模な小売店舗が存する市街地であつて、広告物を主要な構成要素として良好な市街地の景観を保全し、または形成する必要があると知事が認めて指定する地域をいう。

(許可の基準)

- 第2条の3 条例第5条第3項(条例第15条第5項において準用する場合を含む。)の基準は、別表第1のとおりとする。この場合において、一の地域が前条各号に掲げる地域のうち2以上に該当することとなるときは、次に掲げる順序により最も先順位にある地域として、同表第2項の地域別基準を適用する。
 - (1) 第1種地域
 - (2) 第2種地域
 - (3) 第4種地域
 - (4) 第3種地域
 - (5) 第7種地域
 - (6) 第6種地域
 - (7) 第5種地域
 - 第3条を次のように改める。

(適用除外の基準)

- 第3条 条例第8条第1項第4号から第6号までおよび第2項各号(第5号を除く。)の規則で定める基準は、別表 第2のとおりとする。
 - 第3条の2を削る。
 - 第4条を次のように改める。

(国または地方公共団体の通知)

- 第4条 条例第8条第3項の規定による通知は、屋外広告物通知書(別記様式第1号)によるものとする。
- 2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。
 - (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - ② 色彩および意匠を明らかにした図面
 - ③ 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
 - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像(広告物または掲出物件の表示面積(2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計)が次の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。第5条第2項、第10条第2項および第10条の2第2項において同じ。)

第1種地域および第2種地域	自家用広告物またはその掲出物件 (以下これらを「自家用広告物等」 という。)	10平方メートル
	自家用広告物等以外の広告物または 掲出物件(以下これらを「非自家用 広告物等」という。)	6 平方メートル

第3種地域および第5種地域	自家用広告物等	20平方メートル
	非自家用広告物等	10平方メートル
第4種地域	自家用広告物等	40平方メートル
	非自家用広告物等	10平方メートル
第6種地域	自家用広告物等	40平方メートル
	非自家用広告物等	15平方メートル
第7種地域	自家用広告物等	60平方メートル
	非自家用広告物等	20平方メートル

賀

県

報

公

滋

(7) 景観配慮事項自己評価書(別記様式第1号の2)

第4条の2を削る。

第5条第1項中「第10条の規定による」を「第10条第1項の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、前条第2項各号に掲げる書類とする。ただし、知事が添付を要しない と認めたものについては、この限りでない。

第6条および第7条を次のように改める。

(許可期間)

第6条 条例第11条第1項(条例第15条第5項において準用する場合を含む。)の許可期間は、3年以内とする。た だし、簡易広告物(自家用広告物以外の広告物(以下「非自家用広告物」という。)に限る。)またはその掲出物 件の許可期間は、6月以内とする。

第7条 削除

第8条第1項中「第13条」の右に「(条例第15条第5項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項を 削る。

第9条の見出し中「および許可印」を削り、同条中「第14条第2項」の右に「(条例第15条第5項において準用す る場合を含む。) | を加える。

第10条第2項中「第3条の2第2項第1号に規定する」を「第4条第2項第1号に掲げる」に、「第5号」を「第 7号」に改め、「および変更により新たに掲出物件の管理者が条例第10条第2項の規定の適用を受けることとなる場 合にあつては、当該管理者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類またはその写し」 を削り、同条第5項第1号中「第3条の2第2項第1号に規定する」を「第4条第2項第1号に掲げる」に改め、同 項第3号を次のように改める。

③ 当該申請が第10条の4第4項各号に掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件に係るものであ る場合にあつては、屋外広告物安全点検調書(別記様式第5号)

第10条第5項に次の1号を加える。

(4) 当該申請が第10条の4第5項に規定する広告物または掲出物件に係るものである場合にあつては、条例第16条 第1項の点検を行つた者が第10条の4第6項各号に定める者であることを証する書類またはその写し

第10条第6項を削り、同条の次に次の3条を加える。

(公共的広告物等の認定の申請等)

- 第10条の2 条例第15条の2第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の申請書は、公共的広告物等認定 (変更認定)申請書(別記様式第5号の2)とする。
- 2 条例第15条の2第2項の規則で定める書類は、第4条第2項各号に掲げる書類とする。ただし、知事が添付を要 しないと認めたものについては、この限りでない。
- 3 条例第15条の2第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる事項につ いて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
 - (1) 認定をした日
 - (2) 認定の番号
 - ③ 広告物を表示し、または掲出物件を設置した場所
 - (4) 広告物または掲出物件の意匠
 - ⑤ 広告物を表示し、または掲出物件を設置した目的
- 4 条例第15条の2第5項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告(次項におい て「報告」という。)は、認定公共的広告物等管理状況報告書(別記様式第5号の3)により、3年に1回行わな
- 5 報告に係る広告物または掲出物件が前条第5項第3号または第4号に規定する広告物または掲出物件である場合

- は、前項の認定公共的広告物等管理状況報告書には、それぞれ同条第5項第3号または第4号に掲げる書類を添付 しなければならない。
- 6 条例第15条の2第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、住所氏名変更届出書 (別記様式第3号)によるものとする。
- 7 前条第3項の規定は、条例第15条の2第7項ただし書に規定する規則で定める軽微な改装または改造について準用する。
- 8 前条第2項の規定は、条例第15条の2第8項において準用する同条第2項の規則で定める書類について準用する。 (優良広告物の認定の申請等)
- 第10条の3 条例第15条の3第3項において準用する条例第15条の2第2項の申請書は、優良広告物認定申請書(別記様式第5号の4)とする。
- 2 条例第15条の3第3項において準用する条例第15条の2第2項の規則で定める書類は、第4条第2項各号に掲げる書類とする。ただし、知事が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。
- 3 条例第15条の3第3項において読み替えて準用する条例第15条の2第4項の規定による公表は、次に掲げる事項 について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
 - (1) 認定をした日
 - (2) 認定の番号
 - ③ 広告物を表示し、またはその掲出物件を設置した場所
 - (4) 広告物またはその掲出物件の意匠
- 4 前条第4項および第5項の規定は、条例第15条の3第3項において準用する条例第15条の2第5項の規定による報告について準用する。
- 5 条例第15条の3第3項において準用する条例第15条の2第6項の規定による届出は、住所氏名変更届出書(別記様式第3号)によるものとする。

(点検義務)

- 第10条の4 条例第16条の2第1項の点検は、3年に1回以上行わなければならない。
- 2 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、屋外広告物安全点検調書(別記様式第5号)を作成しなければならない。
- 3 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、前項の屋外広告物安全点検調書を、新たに点検を行い、または当該広告物もしくは掲出物件を除却するまでの間、保存しなければならない。
- 4 条例第16条の2第1項ただし書の規則で定める広告物または掲出物件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 簡易広告物
 - (2) 壁面等に描かれた広告物その他これに類するもの
 - (3) 道路標識等(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)に基づき設置された道路標識、区画線および道路標示をいう。第12条の2において同じ。)
- 5 条例第16条の2第2項の規則で定める広告物または掲出物件は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において進用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請が必要な規模の広告物または掲出物件とする。
- 6 条例第16条の2第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、当該各号に 定める者とする。
 - (1) 前項に規定する広告物または掲出物件(次号に規定する広告物または掲出物件を除く。) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会または公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習 (次号において「屋外広告物点検技能講習」という。)の課程を修了した者
 - ウ 建築基準法第12条第1項に規定する建築物調査員
 - (2) 前項に規定する広告物または掲出物件で、次のいずれにも該当するもの 試験合格者または屋外広告物点検技 能講習の課程を修了した者
 - ア 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が商業地域である地域のうち、建築基準法第52条第1項 に規定する容積率が10分の40以上である地域に所在していること。
 - イ 道路内または道路の境界線から水平距離2メートル以内の区域に表示され、または設置されていること。
- 第11条第1項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号の5」に改め、同条を第10条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

(違反広告物等である旨の表示)

- 第11条 条例第17条の3第1項または第2項の規定による表示は、警告書(別記様式第6号)によるものとする。 第12条中「立入検査員身分証明書(別記様式第7号)」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の各号を加え る。
 - (1) 立入検査員身分証明書(別記様式第7号)
 - (2) 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に 関する省令(令和3年国土交通省令第68号。第22条第2号において「特例省令」という。)別記様式の規定の例 による様式

第12条の次に次の1条を加える。

(屋外広告業の登録の適用除外)

- 第12条の2 条例第23条第1項ただし書に規定する規則で定める広告物または掲出物件は、道路標識等とする。 第22条中「屋外広告業立入検査員身分証明書(別記様式第17号)」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の 各号を加える。
 - (1) 屋外広告業立入檢查員身分証明書(別記様式第17号)
 - (2) 特例省令別記様式の規定の例による様式

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条の3関係)

- 1 共通基準
 - (1) 一般基準

ア 周囲の景観と調和させ、都市景観、田園景観、自然景観等を損なわないように表示し、または設置すること。 イ 原則として、地色は原色でなく、かつ、けばけばしい色の組合せでないこと。

(2) 広告物種類別基準

ア 電柱等を利用して表示し、または設置する広告物または掲出物件の許可基準

種類	項目	規格等
電柱等巻付広告	高さ	1 下端の高さは、地上から1.2メートル以上であること。
物(電柱等に巻		2 長さは、1.8メートル以下であること。
き付けて表示し、	その他	個数は、1柱につき1個であること。ただし、両面に巻き付けて表示し、また
または設置する		は設置する場合は、2個以下であること。
広告物または掲		
出物件をいう。)		
電柱等袖付広告	高さ	1 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ
物(電柱等に袖		つては地上から4.7メートル以上であること。
付けにして表示		2 長さは、1.5メートル以下であること。
し、または設置	突出し幅	0.9メートル以下であること。
する広告物また	表示面積	1.2平方メートル以下であること。
は掲出物件をい	その他	1 個数は、1柱につき1個であること。
う。)		2 原則として歩道または民地側に突き出すものであること。

イ 簡易広告物の許可基準

種類	項目	規格等
はり紙またはは	高さ	上端の高さは、地上から4メートル以下であること。
り札の類	表示面積	1平方メートル以下であること。
	その他	1 個数は、半径10メートルの範囲内に50個以下であること。
		2 近傍に同一または類似のはり紙またははり札の類を多数表示しないこと。
広告幕またはの	高さ	上端の高さは、地上から4メートル以下であること。
れんの類	表示面積	5平方メートル以下であること。
	その他	個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。
広告旗(これを	高さ	上端の高さは、地上から4メートル以下であること。
支える台を含	表示面積	3平方メートル以下であること。
む。) の類	その他	個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。

立看板または置	高さ	上端の高さは、地上から3メートル以下であること。
看板(これらを	表示面積	3平方メートル以下であること。
支える台を含	その他	個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。
む。) の類		
提灯の類	表示面積	2平方メートル以下であること。
	その他	個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。

2 地域別基準

(1) 第1種地域

ア 共通基準

項目	規格等
1文字ごとの面積	1平方メートル以下(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)
	であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等について
	は、この限りでない。
照明(電光可変式広告物(電光	1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
により文字または映像を表示す	2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものでない
る広告物またはその掲出物件で	こと。ただし、これらが景観と調和のとれたものである場合は、この限
あつて、当該表示の内容を任意	りでない。
に変えることができるもの、電	3 外照灯の光色は、暖色系であること。
光が点滅するものまたは電光の	
色彩もしくは輝度が変化するも	
のをいう。以下同じ。)を除	
く。以下同じ。)	
電光可変式広告物	1 表示面積は、電光可変式広告物の表示または設置の目的に照らし必要
	最小限度の面積であること。ただし、原則として3平方メートルを超え
	ないものであること。
	2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	3 表示の内容がおおむね一定のものであること。
	4 電光が点滅しないものであること。

イ 自家用広告物等(簡易広告物を除く。以下同じ。)の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物(土地	高さ	地上から6メートル以下であること。
に建植して、表示	幅	2メートル以下であること(地上からの高さが4.5メートルを超える場合に限
し、または設置す		る。)。
る広告物または	表示面積	5平方メートル以下であること(幅が2メートルを超える場合に限る。)。
掲出物件をいう。	色彩	表示面積の70パーセント以上において、日本産業規格 Z 8721に定める彩度(以
以下同じ。)		下「彩度」という。)が6以下であること(表示面積が1平方メートルを超え
		る場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統
		的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。
	支柱	支柱の色は、濃茶色(日本産業規格Z8721に定める色相が10YR、日本産業規
		格 Z 8721に定める明度が 2、彩度が 1 である色をいう。以下同じ。) であるこ
		と(道路上または道路から5メートル以内の区域に表示し、または設置する場
		合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでな
		V¹₀
屋上広告物(建築	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範
物の屋上等(壁面		囲内であつて、かつ、1.5メートル以下であること。
の上部に突き出	表示面積	5平方メートル以下であること。
している部分を	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること(表示面積が
含む。) を利用し		1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使
て表示し、または		用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、こ

設置する広告物		の限りでない。
または掲出物件	支柱	外部から見えない構造であること。
をいう。以下同	その他	
じ。)	て り 他	<u>全工寺の小十久彩画をはみ山さないもの</u> しめること。
壁面広告物(建築	表示面積	1 7.5平方メートル以下であること。
物の壁面を利用	双 小凹惧	2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁
して表示し、また		面の面積の4分の1以下であること。
	7. 50	
は設置する広告	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること(表示面積が
物または掲出物		1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使
件(建築物の外壁		用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、こ
面から突き出す		の限りでない。
ものを除く。) を	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
いう。以下同じ。)		
突出広告物(建築	高さ	1 上端の高さは、突出広告物を表示し、または設置する壁面(以下「取付壁
物の外壁面から		面」という。)の高さを超えないものであること。
突き出して表示		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ
し、または設置す		つては地上から4.7メートル以上であること。
る広告物または	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
掲出物件をいう。		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下である
以下同じ。)		こと。
	表示面積	5平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から4.5メートル以下であること。
広告物(建築物お	表示面積	1 5平方メートル以下であること。
よび電柱等以外		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合
の物件を利用し		計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積
て表示し、または		の3分の1以下であること。
設置する広告物	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること(表示面積が
または掲出物件		1 平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使
をいう。以下同		用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、こ
じ。)		の限りでない。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。

ウ 非自家用広告物等(簡易広告物を除く。以下同じ。)の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から3メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物
		を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面か
		らの高さが3メートル以下であるときは、地上から6メートル以下であるこ
		と。
	表示面積	1 公共的広告物(公共的目的をもつて表示し、または設置する野立広告物を
		いう。以下同じ。)および案内図板(自己の住所または事業所、事務所もし
		くは作業場(以下「事業所等」という。)までの経路等を案内するために必
		要な事項のみを表示し、または設置する野立広告物をいう。以下同じ。)以
		外の野立広告物(以下これらを「一般広告物」という。)にあつては、1.5平
		方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、または設
		置する場合にあつては、3平方メートル以下であること。
		2 公共的広告物または案内図板にあつては、3平方メートル以下であるこ
		と。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること。ただし、石、
		木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等
		を使用する場合は、この限りでない。

7714 4 (2022	. / 10 / 1	
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造のは、この限りでない。
	場所	1 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域表示し、または設置するものではないこと。
		2 案内図板にあつては、当該案内図板に係る事業所等から1キロメート/ 内の区域に表示し、または設置するものであること。
	その他	1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項にいて同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであるこただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の料
		によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。 2 同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100メートルの
		囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示 または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を何
		ものであること。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の10 囲内であつて、かつ、1.5メートル以下であること。
	表示面積	3平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること(表示面和 1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずり 用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、
		の限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 5平方メートル以下であること。2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当ま
	4	面の面積の4分の1以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること(表示面積 スポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		1 平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに
		用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、 の限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
ДПАТИ		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上につては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。 2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であ
		こと。
	表示面積	3 平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から3メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 3平方メートル以下であること。 2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の
		計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の の3分の1以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が6以下であること。ただし、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料など、スの深りでかり、
	相景	を使用する場合は、この限りでない。
	場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に し、または設置するものでないこと。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであるこ

② 第2種地域

ア 共通基準

項目	規格等
1文字ごとの面積	1平方メートル以下(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)
	であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等について
	は、この限りでない。
照明	1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものでない
	こと。ただし、これらが景観と調和のとれたものであるときは、この限
	りでない。
電光可変式広告物	1 表示面積は、電光可変式広告物の表示または設置の目的に照らし必要
	最小限度の面積であること。ただし、原則として3平方メートルを超え
	ないものであること。
	2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	3 表示の内容がおおむね一定のものであること。
	4 電光が点滅しないものであること。

イ 自家用広告物等の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から6メートル以下であること。
	幅	2メートル以下であること(地上からの高さが4.5メートルを超える場合に限
		る。)。
	表示面積	5平方メートル以下であること(幅が2メートルを超える場合に限る。)。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5メートル以内の区域
		に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない
		構造の場合は、この限りでない。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範
		囲内であつて、かつ、1.5メートル以下であること。
	表示面積	5平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が
		1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使
		用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、こ
		の限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 7.5平方メートル以下であること。
		2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁
		面の面積の4分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域(ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第
		24号)第9条第1項各号に掲げる区域をいう。以下同じ。)にあつては、表示
		面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が1平
		方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使用す
		る場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限
		りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ
		つては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下である

		こと。
	表示面積	5平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から4.5メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 5平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合
		計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積
		の3分の1以下であること。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。

野立広告物	高さ	規格等 地上から3メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物
野立広告物	高さ	地上から3メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物
		を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面か
		らの高さが3メートル以下であるときは、地上から6メートル以下であるこ
-		と。
	表示面積	1 一般広告物にあつては、1.5平方メートル以下であること。ただし、2以
		上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、3平方メートル以
		下であること。
		2 公共的広告物または案内図板にあつては、3平方メートル以下であるこ
_		と。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、石、
		木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等
<u> </u>		を使用する場合は、この限りでない。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合
		は、この限りでない。
	場所	1 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に
		表示し、または設置するものではないこと。
		2 案内図板にあつては、当該案内図板に係る事業所等から1キロメートル以
		内の区域に表示し、または設置するものであること。
	その他	1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項にお
		いて同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。
		ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況
		によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。
		2 同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100メートルの範
		囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、
		または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つ
		ものであること。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範
		囲内であつて、かつ、1.5メートル以下であること。
	表示面積	3平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が
		1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使
		用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、こ
		の限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 5平方メートル以下であること。
		2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁
		面の面積の4分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以

	下であること(表示面積が1平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、
	石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗
	料等を使用する場合は、この限りでない。
その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
	2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ
	つては地上から4.7メートル以上であること。
突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
	2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下である
	こと。
表示面積	3平方メートル以下であること。
高さ	地上から3メートル以下であること。
表示面積	1 3平方メートル以下であること。
	2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合
	計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積
	の3分の1以下であること。
色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、石、
	木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等
	を使用する場合は、この限りでない。
場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示
	し、または設置するものではないこと。
その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。
	高さ 突出し幅 表示 高表 高表 一番 表示 一番 表示 一番 表示 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番

③ 第3種地域

ア 共通基準

/ 共囲基準	
項目	規格等
1文字ごとの面積	1平方メートル以下(表示面積が5平方メートルを超える場合に限る。)
	であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等について
	は、この限りでない。
照明	1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつ
	ては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。
	ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限り
	でない。
電光可変式広告物	1 表示面積は、3平方メートル以下であること。
	2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。
	ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
	(1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合
	② 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合

イ 自家用広告物等の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から8メートル以下であること。
	幅	2メートル以下であること(地上からの高さが4.5メートルを超える場合に限
		る。)。
	表示面積	10平方メートル以下であること(幅が2メートルを超える場合に限る。)。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5メートル以内の区域
		に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない
		構造の場合は、この限りでない。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範

物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。

の1以下であること。

ウ 非自家用広告物等の許可基準

その他

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告
		物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面
		からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から8メートル以下である
		こと。
	表示面積	1 一般広告物にあつては、2.5平方メートル以下であること。
		2 公共的広告物または案内図板にあつては、5平方メートル以下であるこ
		と。
		3 2以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、2.5平方メ
		ートルに当該者の数を乗じて得た面積(8以上の者が共同で表示し、または
		設置する場合にあつては、20平方メートル)以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、石、
		木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等
		を使用する場合は、この限りでない。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合
		は、この限りでない。
	場所	1 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内区域に表
		示し、または設置するものではないこと。
		2 案内図板にあつては、当該案内図板に係る事業所等から5キロメートル以

		内の区域に表示し、または設置するものであること。
	その他	1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項に:
		いて同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること
		ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況
		によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。
		2 同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100メートルの値
		囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し
		または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保
		ものであること。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の
		囲内であつて、かつ、2メートル以下であること。
	表示面積	5 平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積
		3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに
		用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、
		の限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 7.5平方メートル以下であること。
	жищу	2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該
		面の面積の4分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8
		下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし
		- T にあること (私が出債が 0 + カケー 1 を起える場合に依る。)。 たたと 石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、
		料等を使用する場合は、この限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
天山広古物	同で	
		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上に
	売山し后	つては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であ
	主子云往	こと。 5平方メートル以下であること。
7. ① / / / / / / / / / 日日	表示面積	
その他物件利用	高さ	地上から4.5メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 5平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の
		計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面
	h 51	の3分の1以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、7
		木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料
	10.00	を使用する場合は、この限りでない。
	場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表
		し、または設置するものではないこと。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること

(4) 第4種地域

ア 共通基準

· //巡出十	
項目	規格等
1文字ごとの面積	2平方メートル以下(表示面積が10平方メートルを超える場合に限る。)
	であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等について

	は、この限りでない。
照明	1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつ
	ては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。
	ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限り
	でない。
電光可変式広告物	1 表示面積は、5平方メートル以下であること。
	2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。
	ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
	(1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合
	(2) 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合

自家用広告物等の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から10メートル以下であること。
	幅	3メートル以下であること(地上からの高さが4.5メートルを超える場合に限
		る。)。
	表示面積	20平方メートル以下であること(幅が3メートルを超える場合に限る。)。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5メートル以内の区域
		に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない
		構造の場合は、この限りでない。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範
		囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。
	表示面積	20平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積が
		3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに使
		用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、こ
		の限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 30平方メートル以下であること。
		2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁
		面の面積の3分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以
		下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、
		石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗
		料等を使用する場合は、この限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ
		つては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下である
		こと。
	表示面積	20平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から4.5メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 20平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合
		│ │ 計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積

	1	00/01NT24751
	7 ~ 11.	の3分の1以下であること。
	その他	■ 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること
ウ 非自家用店		
種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から10メートル以下であこと。
	表示面積	1 一般広告物にあつては、2.5平方メートル以下であること。2 公共的広告物または案内図板にあつては、5平方メートル以下であると。3 2以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、2.5平方
		ートルに当該者の数を乗じて得た面積(8以上の者が共同で表示し、また 設置する場合にあつては、20平方メートル)以下であること。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場は、この限りでない。
	場所	1 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域表示し、または設置するものではないこと。2 案内図板にあつては、当該案内図板に係る事業所等から10キロメートル内の区域に表示し、または設置するものであること。
	その他	1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項にいて同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであることだし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。 2 同一の者が表示し、設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、まは設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つもであること。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の 囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。
	表示面積	7.5平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せずに用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、の限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
B	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 15平方メートル以下であること。 2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該 面の面積の3分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、料等を使用する場合は、この限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。

2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ

つては地上から4.7メートル以上であること。

突出し幅 1 取付壁面から1.5メートル以下であること。

		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。
	表示面積	7.5平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	4.5メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 7.5平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合
		計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積
		の3分の1以下であること。
	場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示
		し、または設置するものではないこと。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。

⑤ 第5種地域

ア 共通基準

項目	規格等
1文字ごとの面積	1平方メートル以下(表示面積が5平方メートルを超える場合に限る。)
	であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等について
	は、この限りでない。
照明	1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつ
	ては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。
	ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限り
	でない。
電光可変式広告物	1 表示面積は、3平方メートル以下であること。
	2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。
	ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
	(1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合
	② 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合

イ 自家用広告物等の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から6メートル以下であること。
	表示面積	10平方メートル以下であること。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5メートル以内の区
		域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見え
		ない構造の場合は、この限りでない。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の
		範囲内であつて、かつ、2メートル以下であること。
	表示面積	10平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積
		が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せず
		に使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合
		は、この限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 15平方メートル以下であること。
		2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該
		壁面の面積の4分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8
		以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただ

4	_
	. 1

i		
		し、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素
		材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ
		つては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であ
		ること。
	表示面積	10平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から6メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 10平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の
		合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の
		面積の3分の1以下であること。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。

ウ 非自家用広告物等の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告
		物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路
		面からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から6メートル以下であ
		ること。
	表示面積	5平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、また
		は設置する場合にあつては、10平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、
		石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、
		塗料等を使用する場合は、この限りでない。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場
		合は、この限りでない。
	場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示
		し、または設置するものではないこと。
	その他	1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項に
		おいて同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであるこ
		と。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他
		の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りで
		ない。
		2 同一の者が表示し、設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内に
		2 基以下であること。この場合において、2 基の野立広告物を表示し、ま
		たは設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保つ
		ものであること。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の
		範囲内であつて、かつ、2メートル以下であること。
	表示面積	5平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積
		が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せず
		に使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合
		は、この限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。

1		1
壁面広告物	表示面積	1 7.5平方メートル以下であること。
		2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該
		壁面の面積の4分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上が、彩度が8以下で
		あること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、
		木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料
		等を使用する場合は、この限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ
		つては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であ
		ること。
	表示面積	5 平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から6メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 5平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の
		合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の
		面積の3分の1以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること。ただし、
		石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、
		塗料等を使用する場合は、この限りでない。
	場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示
		し、または設置するものではないこと。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。
	1	1

(6) 第6種地域

ア 共通基準

項目	規格等
1文字ごとの面積	2平方メートル以下(表示面積が10平方メートルを超える場合に限る。)
	であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等について
	は、この限りでない。
照明	1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつ
	ては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。
	ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限り
	でない。
電光可変式広告物	1 表示面積は、5平方メートル以下であること。
	2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。
	ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
	(1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合
	② 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合

イ 自家用広告物等の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から8メートル以下であること。
	表示面積	20平方メートル以下であること。
	支柱	景観重要区域にあつては、支柱の色は濃茶色であること(道路上または道路
		から 5 メートル以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただ

		し、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の10
		範囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。
	表示面積	20平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面和
		が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せて
		に使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合
		は、この限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 30平方メートル以下であること。
		2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当
		壁面の面積の3分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が
		以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。た
		し、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた。
		材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上に
		つては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下で
		ること。
	表示面積	20平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から8メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 20平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積
		合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件
		面積の3分の1以下であること。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること

ウ 非自家用広告物等の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告
		物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路
		面からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から8メートル以下であ
		ること。
	表示面積	7.5平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、また
		は設置する場合にあつては、15平方メートル以下であること。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場
		合は、この限りでない。
	場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示
		し、または設置するものではないこと。
	その他	1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項に
		おいて同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであるこ
		と。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他
		の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りで
		ない。
		2 同一の者が表示し、設置する野立広告物は、半径100メートルの範囲内に

	ſ	のサルエベナファル この組入において のせの取った生物とまご!
		2 基以下であること。この場合において、2 基の野立広告物を表示し、
		たは設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔を保
		ものであること。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1
		範囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。
	表示面積	7.5平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面
		が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せ
		に使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場
		は、この限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 15平方メートル以下であること。
		2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当
		壁面の面積の3分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が
		以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。た
		し、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた
		材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上に
		つては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下で
		ること。
	表示面積	7.5平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から8メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 7.5平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積
		合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計は当該物件
		面積の3分の1以下であること。
	場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表
		し、または設置するものではないこと。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであるこ

(7) 第7種地域

ア 共通基準

項目	規格等
1文字ごとの面積	2平方メートル以下(表示面積が10平方メートルを超える場合に限る。)
	であること。ただし、文字を変形することにより創作した標章等について
	は、この限りでない。
照明	1 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	2 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつ
	ては、信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものであること。
	ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがないときは、この限り
	でない。
電光可変式広告物	1 表示面積は、10平方メートル以下であること。
	2 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。
	3 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 信号機から30メートル以上離れた場所に設置するものである場合
- (2) 車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合

イ 自家用広告物等の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から10メートル以下であること。
	表示面積	30平方メートル以下であること。
	支柱	景観重要区域にあつては、支柱の色は濃茶色であること(道路上または道路
		から5メートル以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただ
		し、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の
		範囲内であつて、かつ、5メートル以下であること。
	表示面積	30平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積
		が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せず
		に使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合
		は、この限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 50平方メートル以下であること。
		2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該
		壁面の面積の3分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上が、彩度が8以下で
		あること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、
		木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料
		等を使用する場合は、この限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ
		つては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であ
	4	ること。
	表示面積	30平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から10メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 30平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の
		合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の
	7 0 11.	面積の3分の1以下であること。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。

ウ 非自家用広告物等の許可基準

種類	項目	規格等
野立広告物	高さ	地上から4.5メートル以下であること。ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5メートル以下であるときは、地上から10メートル以下であること。
	表示面積	ること。 10平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、また は設置する場合にあつては、20平方メートル以下であること。
	支柱	支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場

		合は、この限りでない。
	場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示
		し、または設置するものではないこと。
	その他	1 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。以下この項に
		おいて同じ。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであるこ
		と。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他
		の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りで
		ない。
		2 同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100メートルの範
		囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示
		し、または設置しようとするときは、その相互間に5メートル以上の間隔
		を保つものであること。
屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の
		範囲内であつて、かつ、5メートル以下であること。
	表示面積	10平方メートル以下であること。
	色彩	表示面積の70パーセント以上において、彩度が8以下であること(表示面積
		が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただし、石、木材等を着色せず
		に使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合
		は、この限りでない。
	支柱	外部から見えない構造であること。
	その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。
壁面広告物	表示面積	1 25平方メートル以下であること。
		2 一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該
		壁面の面積の3分の1以下であること。
	色彩	景観重要区域にあつては、表示面積の70パーセント以上において、彩度が8
		以下であること(表示面積が3平方メートルを超える場合に限る。)。ただ
		し、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素
		材、塗料等を使用する場合は、この限りでない。
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。
突出広告物	高さ	1 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。
		2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあ
		つては地上から4.7メートル以上であること。
	突出し幅	1 取付壁面から1.5メートル以下であること。
		2 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1メートル以下であ
		ること。
	表示面積	10平方メートル以下であること。
その他物件利用	高さ	地上から10メートル以下であること。
広告物	表示面積	1 10平方メートル以下であること。
		2 一の物件に表示し、または設置するその他壁面利用広告物の表示面積の
		合計が5平方メートルを超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の
		面積の3分の1以下であること。
	場所	一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区域に表示
		し、または設置するものではないこと。
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。

別表第2(第3条関係)

種類	基準
条例第8条第1項第4号	1 表示面積は、5平方メートル(道路の路面に表示する場合にあつては、10平
に掲げる広告物	方メートル) 以下であること。
	2 広告物の表示面積および表示内容について、当該広告物を表示する物件を管

条例第8条第1項第5号	理する者との協議がなされていること。
	表示面積は、5平方メートル(道路の路面に表示する場合にあつては、10平方
に掲げる広告物またはそ	ートル)以下であること。
の掲出物件	
条例第8条第1項第6号	1 表示面積は、5平方メートル以下であり、かつ、表示方向から見た場合に:
に掲げる広告物またはそ	ける寄贈、協賛等により設置し、または管理される物件(以下この項におい
の掲出物件	「寄贈物件」という。)の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の
	以下であること。
	2 表示内容は、寄贈、協賛等をした者の氏名、名称、店名または商標および
	贈、協賛等をしたことにより国または地方公共団体に協力している旨に限る。
	٤.
	3 広告物の表示面積および表示内容について、寄贈物件を管理する者との協
	がなされていること。
久	1 事業所等の敷地に表示する広告物の表示面積の合計は、第1種地域および
条例第8条第2項第1号	
に掲げる広告物またはそ	2種地域にあつては5平方メートル以下、第3種地域から第7種地域までに
の掲出物件	つては10平方メートル以下であること。
	2 野立広告物および屋上広告物にあつては、建築基準法第88条第1項におい
	準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請が必要な規模のもので
	いこと。
条例第8条第2項第2号	表示面積は、5平方メートル以下であること。
に掲げる広告物またはそ	
の掲出物件	
条例第8条第2項第3号	表示の期間は、催物の期間および当該期間の前後7日以内であること。
に掲げる広告物またはそ	
の掲出物件	
条例第8条第2項第4号	1 表示面積は、15平方メートル以下であること。
に掲げる広告物またはそ	2 周囲の景観と調和のとれた広告物またはその掲出物件であり、宣伝の用に
の掲出物件	されるものでないこと。
条例第8条第2項第6号	表示面積は、5平方メートル以下であること。
に掲げる広告物	次が面積は、0 十分/ 「1/2/2/1 (8/3/2 C。
条例第8条第2項第7号	┃ 1 別表第1の1⑵イに定める簡易広告物の許可基準に適合するものである
に掲げる広告物またはそ	と。
の掲出物件	^{こ。} 2 掲出物件(これを支える台を含み、容易に移動させることができるものに
V71每四十	
	る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
	(1) 表示面積は、3平方メートル以下であること。
	(2) 地上からの高さは、3メートル以下であること。
	③ 個数は、半径10メートルの範囲内に5個以下であること。
	3 営利を目的とする事業のために表示し、かつ、自己の住所または事業所等
	敷地以外で表示する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものである。
	と。
	(1) 表示の期間は、60日以内であること。
	(2) 個数は、50個以下であること。
	(3) 表示の始期および終期、表示者名または管理者名ならびに連絡先が明示。
	れているものであること。
条例第8条第2項第8号	
-1.24214 - 216214 - 20214 0 7	
に掲げる広告物またはそ	るものであること。

24	令和4年	(2022年)	10月21日	滋	賀	県	公	報	号外(4)	
	別記様式第1	. 号から別記	2様式第2号まで	ごを次のよう	に改め)る。				

式第1号 (第	4 未舆体		屋を	卜 広 誓	告 物 通 (表)	如 書	† Î			
(宛先)	-							年	月	日
滋賀県知事		第8条第	3項の規定	定により、			O氏名 ()	_	
	敷地の地	番	郡	町					番	
1 表示(設 置)場所	条例上の地域 ()第1種地域 ()第2種地域 ()第3種地域 ()第4種地域域区分 ()第5種地域 ()第6種地域 ()第7種地域 ()特別規制地域 ()第1種地域 ()第7種地域 ()第1種地域 () 》:									
	景観計画 の地域区									
	性質別の 分		自家用店 非自家用		()公共	 よ的広告物	」()案	内図板()一般広	告物]
2 種類	形態別の 分)壁面 巻付()				利用	
3 規模	別紙のと	おり								
4 数量	野立	屋上	壁面	突出	その他 物件利用	簡易	電柱等 巻 付	電柱等 袖 付	その他	合計
- 3,	個	個	個	個	個	個	個	個	個	1
5 表示(設		当初加	施工(予定	三 日		除却(予定)日				
置)期間		Í	手 月 E				4	年 月 目	1	
6 担当部課							泰红 /	\		
名							電話 ()	_	

(裏)

7 管理者	住所 氏名				電話 () —
8 工事施工	住所 氏名				電話 () —
者	屋外広登 録 番		年	月	日滋賀県屋外広告業登録第 号

*	受付欄	※決裁区分	※決裁権者		※課		員		※担当者
*	経過欄	了知した旨の	の通知	年	月	日	第	号	
**	胜则惻	備考							

- 注1 次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - ② 色彩および意匠を明らかにした図面
 - ③ 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
 - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像(広告物または掲出物件の表示面積(2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計)が滋賀県屋外広告物条例施行規則第4条第2項第6号の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。)
 - (7) 景観配慮事項自己評価書
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 3 該当する()内に印を付すこと。
 - 4 ※欄は、記入しないこと。

 m^2

(別紙)

通知に係る広告物または掲出物件の一覧表

					規模				
番号	性質別の区分	質別の区分 形態別の区分					面	積	備考
ΗУ	正真的少匹力	/// 感 // / // 区分	地上高	縦	横	面数	1表示	1 文字 (最大))HI (7
1			m	m	m	面	m²	m²	
2			m	m	m	面	m²	m²	
3			m	m	m	面	m²	m²	
4			m	m	m	面	m²	m²	
5			m	m	m	面	m²	m²	
6			m	m	m	面	m²	m²	
7			m	m	m	面	m²	m²	
8			m	m	m	面	m²	m²	
9			m	m	m	面	m²	m²	
10			m	m	m	面	m²	m²	
						合計	m²		

注1 「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 自家用広告物
- (2) 公共的広告物
- (3) 案内図板
- (4) 一般広告物
- 2 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 野立広告物
 - (2) 屋上広告物
 - (3) 壁面広告物
 - (4) 突出広告物
 - (5) その他物件利用広告物
 - (6) 簡易広告物(はり紙・はり札)
 - (7) 簡易広告物(広告幕・のれん)
 - (8) 簡易広告物(広告旗)
 - (9) 簡易広告物(立看板・置看板)
 - (10) 簡易広告物(提灯)
 - (11) 電柱等巻付広告物
- (12) 電柱等袖付広告物
- (13) その他の広告物
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第1号の2 (第4条関係)

景観配慮事項自己評価書

評	佃	ti	日	年 月 日			
				評価項目	評価点数		
	規模		氐限の規模(面積、高さ、幅、一文字の大きさ としているか。	0点・1点・2点・3点			
	個数			つの広告物を効果的に設置するなどして、広告 数を抑えているか。	0点・1点・2点・3点		
	色彩		周囲のか。	景観になじまない高彩度の色彩は控えている	0点・1点・2点・3点		
	視認性		読みや	すい文字や大きさにしているか。	0点・1点・2点・3点		
Ĩ	ひろがり		田園風気	景や山地景観などひろがりのある風景に配慮し か。	0点・1点・2点・3点		
J	つながり		道路や行ている方	可川など連続したつながりのある風景に配慮し か。	0点・1点・2点・3点		
地	地域らしさ	<u> </u>	地域ご。	との個性ある風景に配慮しているか。	0点・1点・2点・3点		
				슴計	点/21/		
*	受	付	欄	※ 備	考		

- 注1 評価点数欄は、次に掲げる評価を目安に該当するものに○印を付すこと。
 - (1) 3点 しつかりと配慮している。
 - ② 2点 おおむね配慮している。
 - (3) 1点 少し配慮している。
 - (4) 0点 全く配慮していない。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 3 ※欄は、記入しないこと。

乘工男 2 亏 (5条、第10条関係) 屋外広告物 産外広告物 変更許可 継続許可 (**)
	(表)
(宛先)	年 月 日
滋賀県知事	申請者
	住 所
	ふりがな
	氏 名
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに
	名称および代表者の氏名)
	電 話 () -
	代理人
	住 所
	ふりがな
	氏 名
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに
	名称および代表者の氏名)
	電 話 () —
滋賀県屋	外広告物条例 第15条第1項 の規定により、次のとおり申請します。 第15条第2項
1 申請の区 分	()新規()変更[許可番号年 月 日 滋賀県指令 第 号][許可期間 年 月 日 ~ 年 月 日]
<i>স</i>	()継続[許可番号 年 月 日 滋賀県指令 第 号] [許可期間 年 月 日 ~ 年 月 日]
	敷地の地番 郡 町 番
	敷地の管理者 住所 氏名 電話 () ー
2 表示(設 置)場所	条例上の地域区分 ()第1種地域 ()第2種地域 ()第3種地域 ()第4種地域 ()第5種地域 ()第6種地域 ()第7種地域 ()特別規制地域 ()第1種地域 () 第1種地域 (
	景観計画上 の地域区分 () 景観重要区域内 () 景観重要区域外
3 種類	性質別の区 () 自家用広告物 () 非自家用広告物 [() 公共的広告物 () 案内図板 () 一般広告物 (
O 1里炽	形態別の区 ()野立()屋上()壁面()突出()その他物件利用 分 ()簡易()電柱等巻付()電柱等袖付()その他
4 規模	別紙のとおり

(裏)

5 数量	野立	屋上	壁	面	突出	その他 物件利用	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	電柱等 巻 付	電相 袖	È等 付	その他	合計	
3	個	個		個	個	個	個	個		個	個	個	
6 表示(設	当初施工	Ľ (予定)	日	除却(予定)日				許可を求める期間					
置)期間		年 月	日		年	年 月	日	~	年	月日			
7 他法令等	建築基準 作物確認	き法による	5工	道路用部	各法による 中可	る道路占		道路交通法による道 路使用許可			その他 ()		
の許認可の 状況	()不 ()申	有	() 不要() 有() 申請中() 未申請			() #	()不要()有()申請中()未申請			() 不要() 有 () 申請中 () 未申請			
8 広告主	住所氏名	申請) / \(\frac{1}{1} \\ \frac{1}{1} \\ \frac{1} \\ \frac{1}{1} \\ \frac{1} \\ \frac{1}{1} \\ \frac{1}{1} \\ \frac{1}{1} \\ \frac{1}{1} \\ \frac{1}{1} \\ \frac{1}{1} \\ \frac{1} \\ \	1	() /1	電話	()	<i>/ / / / / / / / / /</i>		
9 管理者	住所 氏名							電話	()	_		
10 工事施工	住所 氏名							電話	()	_		
者	屋外広登録	告業 Ø 番 号 等			年	月	日滋賀県原	量外広告 第	美登録	第	号		

*	受付欄	※手数料	※決裁区分	※決裁権者	※課	員	※担当者
		円					
*	許可条件						
*	許可番号	年	月	日 第	号		
*	備考						

- 注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - ② 色彩および意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
 - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
 - ⑤ 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像(広告物または掲出物件の表示面積(2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計)が滋賀県屋外広告物条例施行規則(以下「規則」という。)第4条第2項第6号の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。)
 - (7) 景観配慮事項自己評価書
 - 2 変更の許可申請にあつては、注1(!)に掲げる書類および当該広告物または掲出物件のカラー写真のほか、 変更に係る注1(2)から(?)までに掲げる書類を添付すること。
 - 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 注1(1)に掲げる書類
 - (2) 当該広告物または掲出物件のカラー写真
 - (3) 屋外広告物安全点検調書(規則第10条の4第4項各号に掲げる広告物または掲出物件を除く。)
 - (4) 点検を行つた者が規則第10条の4第6項各号に定める者であることを証する書類またはその写し(規則 第10条の4第5項に規定する広告物または掲出物件に限る。)
 - 4 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 6 該当する()内に印を付すこと。
 - 7 ※欄は、記入しないこと。

(別紙)

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

					規模	Į.				
番号	性質別の区分	形態別の区分					面	積	備考	
田力	正真加少匹力	が影別♥ク囚力	地上高	縦	横	面数	1表示	1 文字 (最大)	E. tur	
1			m	m	m	面	$ m m^2$	m²		
2			m	m	m	面	m²	m²		
3			m	m	m	面	m²	m²		
4			m	m	m	面	m²	m²		
5			m	m	m	面	m²	m²		
6			m	m	m	面	m²	m²		
7			m	m	m	面	m²	m²		
8			m	m	m	面	m²	m²		
9			m	m	m	面	m²	m²		
10			m	m	m	面	m²	m²		
						스타				

合計 m^2

- 注1 「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 自家用広告物
 - (2) 公共的広告物
 - ③ 案内図板
 - (4) 一般広告物
 - 2 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 野立広告物
 - (2) 屋上広告物
 - (3) 壁面広告物
 - ⑷ 突出広告物
 - (5) その他物件利用広告物
 - (6) 簡易広告物(はり紙・はり札)
 - (7) 簡易広告物(広告幕・のれん)
 - (8) 簡易広告物(広告旗)
 - (9) 簡易広告物(立看板・置看板)
 - (10) 簡易広告物(提灯)
 - (11) 電柱等巻付広告物
 - (12) 電柱等袖付広告物
 - (13) その他の広告物
 - 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

32	令和4年(2022年)10月21日	滋	賀	県	公	報	号外(4)
	別記様式第2号の2を削る。 別記様式第3号を次のように改める。						

様式第3号(第	8条、第10条の2、第10条の3関係) 住 所 氏 名 変 更 届 出 書 (表)
(宛先) 滋賀県知事	年 月 日
	届出者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名) 電 話 () ー 代理人 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名) 電 話 () ー
滋賀県屋外広 次のとおり届け	第15条の3第3項において準用する同条例第15条の2第6項
1 許可(認 定)番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
2 許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 表示(設 置)場所	郡町番
4 種類	性質別の区分 () 自家用広告物() 非自家用広告物[() 公共的広告物() 案内図板() 一般広告物] 形態別の区分 () 野立() 屋上() 壁面() 突出() その他物件利用() 簡易() 電柱等巻付() 電柱等袖付() その他

(裏)

			(我)		
		#=##	変更前	変更後	変更年月日
。	表示者等の住所および氏名	電話()一	電話() 一	年 月 日	
3	5 変更事項	管理者の	変更前	変更後	変更年月日
		住所およ	〒	₽	年 月 日
		び氏名	電話() —	電話() 一	
6	変更理由				

*	受 付	欄	*	決 裁	権者	*	課		員	*	担	当	者
*	備	考											
	νm	,											

- 注1 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 3 ※欄は、記入しないこと。

令和4年(2022年)10月21日	滋	賀	県	公	報	号外(4)	35
別記様式第5号を次のように改める。							

様式第5号(第10条、第10条の4関係)

层	外	17.	生	Ьm	#	仝	占	桧	調	聿
户	クト	14		47/1	4	-	755	11.00	司川	吉

種類	性質別の 区分	() 自家用広告物() 非自家用広告[() 公封)案内図]板()一月	般広告物]						
	形態別の 区分	()野立()唇 ()簡易()電										
表示(記	设置)場所											
許可 (番	(認定) 号	年 滋賀県指		当初力	施工年月	日	年	月	日			
点	検 日	年	日	年	月	日						
	住 所 氏 名	電話(
点検者	資格等	()講習会修了者 ()技能検定合格) 登録試験機関の試験合格者 () 点検技能講習修了者) 講習会修了者 () 職業訓練指導員免許所持者) 技能検定合格者 () 職業訓練修了者) 一級建築士・二級建築士 () 特定建築物調査員 () 資格なし									
点検	項目	異常の有無	異常の評	価	改善の概要							
	(汚染、退 色、塗料等 破損等)	有・無・非該当	経過観察・翌	要改善		改善済・	改善予定(年	月)			
主要部本腐食、乳	才(変形、 分化等)	有・無・非該当	経過観察・雰	要改善		改善済・	改善予定(年	月)			
	ナット、 (緩み、さ 員等)	有・無・非該当	経過観察・雰	要改善		改善済・	改善予定(年	月)			
	z持、取付 (亀裂、変 t等)	有・無・非該当	経過観察・雰	要改善		改善済・	改善予定(年	月)			
	照明装置っつき、無	有・無・非該当	経過観察・弱	要改善		改善済・	改善予定(年	月)			
その他点所(京検した箇)	有・無・非該当	経過観察・雰	要改善		改善済・	改善予定(年	月)			
	长(遠望目 接目視、打			,								
※ 受	付 欄		*	備		考						

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 広告物または掲出物件のカラー写真および異常の評価が要改善となつた箇所の写真を添付すること。
- (2) 有資格者が点検を行つた場合には、当該点検を行つた者の資格等を証する書類またはその写し
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

令和4年(2022年)10月21日	滋	賀	県	公	報	号外(4)	37
別記様式第5号の次に次の4様式を加える。							
が記録があるうの人にひのもおれるがんる。							

野立

個

5 数量

屋上

個

壁面

個

突出

個

物件利用

個

その他

個

巻 付

個

個

袖付

個

合計

個

(裏)

滋

6 表示(設		当初施工	(予定) 日		除却(⁻	予定)日	
置)期間		年月	月日		年	月日	
7 他法令等	建築基準法 作物確認	まによる工	道路法による道! 用許可	路占	道路交通法による道 路使用許可	その他()
の許認可の 状況	()不要()申請()未申	中	() 不要()()申請中()未申請	有	()不要()有()申請中()未申請	() 不要(()申請中()未申請)有
8 広告主	住所 氏名				電話() –	
9 管理者	住所 氏名				電話() –	
10 工事施工	住所 氏名				電話() –	
者	屋外広告登録番	手業の 号等	年	 ■	日滋賀県屋外広告業登録	第 号	
11 表示(設 置)の目的							

*	受付欄	※手数料	※決裁区分	※決裁権者	※課	員	※担当者
		円					
*	認定条件						
*	認定番号		年 月	日	第	号	
*	備考						

- 注1 新規の認定申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - ② 色彩および意匠を明らかにした図面
 - ③ 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
 - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像(広告物または掲出物件の表示面積(2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計)が滋賀県屋外広告物条例施行規則第4条第2項第6号の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。)
 - (7) 景観配慮事項自己評価書
 - 2 変更の認定申請にあつては、注1(I)に掲げる書類および当該広告物または掲出物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(7)までに掲げる書類を添付すること。
 - 3 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 5 該当する()内に印を付すこと。
 - 6 ※欄は、記入しないこと。

 m^2

(別紙)

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

			<u> </u>	規模				
番号	形態別の区分					面	積	備考
ш	717 751/34 7 15 73	地上高	縦	横	面数	1 表示	1 文字 (最大)	VII 3
1		m	m	m	面	m²	m²	
2		m	m	m	面	m²	m²	
3		m	m	m	面	m²	m²	
4		m	m	m	面	m²	m²	
5		m	m	m	面	m²	m²	
6		m	m	m	面	m²	m²	
7		m	m	m	面	m²	m²	
8		m	m	m	面	m²	m²	
9		m	m	m	面	m²	m²	
10		m	m	m	面	m²	m²	
					合計	m²		

注1 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 野立広告物
- ② 屋上広告物
- (3) 壁面広告物
- (4) 突出広告物
- (5) その他物件利用広告物
- (6) 簡易広告物(はり紙・はり札)
- (7) 簡易広告物(広告幕・のれん)
- (8) 簡易広告物(広告旗)
- (9) 簡易広告物(立看板・置看板)
- (10) 簡易広告物(提灯)
- (11) 電柱等巻付広告物
- (12) 電柱等袖付広告物
- (13) その他の広告物
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

令和 4 年 (2022 年) 10 月 21 日 滋賀県 号外(4) 公 報 様式第5号の3 (第10条の2、第10条の3関係) 認定公共的広告物等 管理状況報告書 認定優良広告物 年 月 日 (宛先) 滋賀県知事 報告者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに 名称および代表者の氏名) 電 話 () 代理人 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに 名称および代表者の氏名) 電 話 () 第15条の2第5項 滋賀県屋外広告物条例 の規定により、 第15条の3第3項において準用する同条例第15条の2第5項 次のとおり管理の状況を報告します。 1 認定番号 年 月 日 滋賀県指令 第 号 性質別の区 () 自家用広告物 () 非自家用広告物[() 公共的広告物() 案内図板() 一般広告物] 2 種類 形態別の区 ()野立()屋上()壁面()突出()その他物件利用 () 簡易() 電柱等巻付() 電柱等袖付() その他 分 電柱等 電柱等 その他 野立 屋上 壁面 突出 簡易 その他 合計 物件利用 巻 付 袖 付 3 数量 個 個 個 個 個 個 個 個 個 個 異常の有無 異常の評価 改善の概要 4 管理の状

※ 受付欄	※決裁権者	※課 員	※担当者
※ 備考			

改善済・改善予定(年 月)

経過観察・要改善

- 注1 直近に行つた点検に係る屋外広告物安全点検調書を添付すること(滋賀県屋外広告物条例施行規則第10条 の4第4項各号に掲げる広告物または掲出物件を除く。)。
 - 2 代理人により報告を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

有・無

- 4 該当する()内に印を付すこと。
- 5 ※欄は、記入しないこと。

況

令和4年(2	022年)10月	月 21 日	滋	賀	県	公	報	号	·外(4))	
様式第5号の4	(第10条の3		憂良広 ′	告物認定 (表)		書					
(宛先)									年	月	目
滋賀県知事											
				申請者							
				住	所						
				ふり: 氏	かな 名						
						つて	ナ 主たり	る事務所の	正左 州	ht2 27	KL-
							ょ、エルる 者の氏名)	J ₹17J/J V J	1717114E	いなりし	<i>></i> (C
				電		()				
				代理人		`	,				
				住	所						
				ふり	がな						
				氏	名						
								る事務所の	所在地	性ならて	びに
							者の氏名)				
送知 II 民 从 I	广生版条刷第1	5条の3第3項	17 to 1. \	電で進用っ	話 ナス同	(久何 空) 515冬の9	笠の頂の#	日宝に	ъ n	次のしむ
の自然性があります。		3米少3分3点	CASV.	て平用	A Ø 1⊬1	不例牙	510 X V) Z	另 2 包 V	兄足に	より、	10000
	敷地の地番	郡		町					:	番	
	敷地の管理	住所									
	者	氏名					電話	F ()	_	_
1 表示(設 置)場所	条例上の地 域区分	()第1種()第5種()特別規	地域				()第	3種地域 7種地域	()第4	種地域
	景観計画上 の地域区分	()景観重	要区域	内 () 景	観重男	夏区域外				
	性質別の区 分	() 自家用() 非自家) 公	共的点	二 告物()案内図標	坂 () 一般	太告物]
2 種類	形態別の区 分	()野立(()簡易(上() 柱等巻f)その他 ⁴)その他		用	

別紙のとおり 3 規模 その他 物件利用 電柱等 簡易 野立 屋上 壁面 突出 巻 付 4 数量

個

個

個

当初施工(予定)日 除却(予定)日 5 表示(設 置)期間 年 月 日 年 月 日

個

個

個

電柱等

袖 付

個

その他

個

合計

個

(裏)

6 他法令等	建築基準法 作物確認	生による工	道路法による道路占 用許可	道路交通法による道 路使用許可	その他(
の許認可の	()不要	()有	()不要()有	()不要()有	()不要()有
状況	()申請	中	() 申請中	() 申請中	() 申請中
	() 未申	請	() 未申請	() 未申請	() 未申請
7 広告主	住所 氏名			電話() –
8 管理者	住所 氏名			電話() –
9 工事施工	住所 氏名			電話() –
者	屋外広台 登録番	告業の 号等	年 月	日滋賀県屋外広告業登録	第 号
10 景観に配慮した事項					

*	受付欄	※手数料	※決裁区分	※決裁権者	※課	員	※担当者
		円					
*	認定条件						
*	認定番号	年	月	日 第	号		
*	備考						

- 注1 次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
 - ③ 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
 - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像
 - (7) 景観配慮事項自己評価書
 - 2 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 4 該当する()内に印を付すこと。
 - 5 ※欄は、記入しないこと。

(別紙)

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

			7. 0.22 1.70	·		模			
番号	性質別の区分	形態別の区分					面	積	備考
ш.7	正與がい 巨が	712 EXXX 1 1 2 EXX	地上高	縦	横	面数	1表示	1 文字 (最大)	vm · 3
1			m	m	m	面	m²	$ m m^2$	
2			m	m	m	面	m²	m²	
3			m	m	m	面	m²	m²	
4			m	m	m	面	m²	m²	
5			m	m	m	面	m²	m²	
6			m	m	m	面	m^2	m^2	
7			m	m	m	面	m^2	m^2	
8			m	m	m	面	m^2	m²	
9			m	m	m	面	m²	m^2	
10			m	m	m	面	m²	m²	

- 注1 「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 自家用広告物
 - (2) 公共的広告物
 - ⑶ 案内図板
 - ⑷ 一般広告物
 - 2 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 野立広告物
 - (2) 屋上広告物
 - (3) 壁面広告物
 - ⑷ 突出広告物
 - (5) その他物件利用広告物
 - (6) 簡易広告物(はり紙・はり札)
 - (7) 簡易広告物(広告幕・のれん)
 - (8) 簡易広告物(広告旗)
 - (9) 簡易広告物(立看板・置看板)
 - (10) 簡易広告物(提灯)
 - (11) 電柱等巻付広告物
 - (12) 電柱等袖付広告物
 - (13) その他の広告物
 - 3 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号の5 (第10条の5関係)

层	ΔL	広	生	坳	[公	却	屈	H4.	主
/ 1 .	71	144		1//	15/17	$\Delta \mathbf{J}$	/HH	ш	一

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに 名称および代表者の氏名)

電 話 ()

代理人

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに

名称および代表者の氏名)

電 話 ()

滋賀県屋外広告物条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許 号	F可((認定)番			年	月	∃ 滋賀県	指令 第	等 号	ļ		
2 許	F可期	間			年	月	∃ ~	年	月 巨	I		
3 表 所	表示((設置)場		郡	町				番			
4 種	重類	性質別の 区分		自家用広告 作自家用瓜		()公	共的広告物	() 第		() 一船	设広告物]	
4 1±	基 为	形態別の 区分	. , .	野立 () 簡易 ()	屋上(電柱等着) 壁面 送付()			その他物作 その他	 卡利用		
- 44	L H M		野立	屋上	壁面	突出	その他 物件利用	簡易	電柱等 巻 付	電柱等 袖 付	その他	合計
5 除	(却数	重	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個

*	受	付 欄	* *	央 裁	権者	※ 課 員	※ 担当者
							l
*	備	考					

- 注1 当該広告物または掲出物件の除却後の現況写真を添付すること。
 - 2 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 4 該当する()内に印を付すこと。
 - 5 ※欄は、記入しないこと。

46	令和4年(2022年)10月21日	滋	賀	県	公	報	号外(4)
	別記様式第6号を次のように改める。						
	WHEN SAME OF SERVICE STREET, SO						

様式第6号(第11条関係)

警告書

この広告物は、滋賀県屋外広告物条例に違反しています。 滋賀県屋外広告物条例に適合するよう、速やかに是正してください。

> 滋 賀 県 年 月 日

連絡先 滋賀県 電 話

別記様式第6号の2中「氏 名

印|を「氏 名

」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

「申請者

別記様式第7号(裏)中「(立入検査)」を「(広告物の表示等をする者等に対する報告徴収および立入検査)」 に、「良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要があると認めると きは、」を「この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者もしくはこれ らを管理する者から報告もしくは資料の提出を求め、または」に、「または関係者」を「もしくは関係者」に改める。

別記様式第8号(第1面)中

住 所 ふりがな 氏 名 「住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および 氏名 (EII) 代表者の氏名) (法人にあつては主たる事務所) 担当者名(の所在地、商号または名称おしを 電 話() に、 よび代表者の氏名 代理人 担当者名(住 所 電話番号()] ふりがな (法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および 代表者の氏名) 電 話(

ふりがな 氏名および 生 年 月 日 | 法人にあつては商号 | または名称、代表者 の氏名および生年月 日

ふりがな 氏名および 生 年 月 日 法人にあつては名称 ならびに代表者の氏 名および生年月日

を

に改め、同様式(第2面)中

ふりがな 氏名および 生 年 月 日 (法人にあつては商号) を または名称、代表者 の氏名および生年月 日

ふりがな 氏名および 生 年 月 日 (法人にあつては名称) ならびに代表者の氏 名および生年月日

に改め、同様式(第3面)中注8を削り、注7を注

8とし、注6の次に次のように加える。

7 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。

別記様式第9号中「氏 名

⑩」を「氏 名

」に改める。

別記様式第9号の2中「氏名

圓」を「氏名

」に改め、

同様式注3を削る。

別記様式第10号を次のように改める。

電 話()

令和 4 年 (2022 年) 10 月 21 日 **滋賀県公報** 号外(4) 様式第10号 (第13条の2関係) (第1面) 年 月 日 (宛先) 滋賀県知事 届出者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在 地ならびに名称および代表者の氏名) 担当者名(電 話() -代理人 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在 地ならびに名称および代表者の氏名)

屋外広告業登録事項変更届出書

滋賀県屋外広告物条例第23条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	滋賀県屋	是外広告業登録第	号
登 録 年 月 日		年 月	目
たりがな氏名および生年月日法人にあつては名称ならびに代表者の氏名および生年月日	生年月日 年 月 法人・個人の別 1 法,	日 人 2 個人	
住 所 (法人にあつては主た る事務所の所在地	郵便番号(一 電話番号 ())	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
 名称または氏名 および住所 法人にあつては名称 ならびに代表者の氏 名および主たる事務 所の所在地 営業所の名称および所在地 			

(第9面)

(第2回)							
3 役員の氏名							
4 法定代理人の氏名							
および住所 法人にあつては名							
および主たる事務							
所の所在地ならび							
に役員の氏名							
5 業務主任者の氏名 および所属する営業							
所の名称							
変更理由							

- 注1 「法人・個人の別」および「変更に係る事項」については、いずれか該当するものに○印を付すこと。
 - 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
 - 3 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「届出者 住 所 ふりがな 氏 名 「届出者 (法人にあつては、主たる事務所 住所・〒 名称および代表者の氏名) (法人にあつては、その主たる事務所の所在地) 電 話 () 別記様式第11号中 を 代理人 いかな 住 所 (EII) ふりがな (法人にあつては、その名称および代表者の氏名)」 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所 名称および代表者の氏名) 電 話 () の所在地ならびに に改め、同様式中注3を削り、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。 の所在地ならびに 2 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。 「ふりがな 即」を 氏 名 別記様式第12号中「氏名 生年月日 年 に改め、同様式注5を削る。 日生」 「氏名 別記様式第14号中「氏名 ・ を 年 月 日生」 生年月日

改め、同様式注3を削る。

別記様式第17号(裏)中「(報告および検査)」を「(屋外広告業を営む者に対する報告徴収および立入検査)」 に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(令和4年滋賀県条例第24号。以下「改正条例」という。)付則第 5項に規定するみなし申請(以下「みなし申請」という。)に係る屋外広告物または掲出物件についての改正条例 による改正後の滋賀県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の許可の基準は、改正後の滋賀県 屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正条例付則第3項の規定により新条例第5条第1項の許可とみなされた改正条例による改正前の滋賀県屋外広告物条例第6条もしくは第8条第3項の許可(以下「みなし許可」という。)またはみなし申請に対してされた新

条例第5条第1項の許可に係る屋外広告物または掲出物件であって、同条第3項の基準に適合しないものに係る新条例第15条第2項の許可の基準については、改正条例付則第6項各号に掲げる屋外広告物または掲出物件の区分に応じ、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から当該各号に定める期間は、新規則第2条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際現にみなし許可を受けている屋外広告物または掲出物件について施行日以後最初に行う滋賀県屋外広告物条例第15条第2項の規定による継続の許可の申請に係る滋賀県屋外広告物条例施行規則第10条第4項の申請書に添付すべき書類については、新規則第10条第5項各号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日から当該申請を行う日までの間に新条例第16条の2第1項の点検を行う場合は、この限りでない。
- 5 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告示

滋賀県告示第410号

滋賀県屋外広告物条例施行規則(昭和49年滋賀県規則第60号。以下「規則」という。)第2条の2の規定に基づき、地域または区域を次のとおり指定し、令和5年4月1日から施行する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 規則第2条の2第1号エの規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる道路
 - ア 日野町の区域内に存する道路のうち、次に掲げる道路
 - (7) 県道西明寺水口線(町道大窪・音羽線との交点から音羽交差点までに限る。)
 - (4) 町道大窪・音羽線
 - (ウ) 主要地方道土山蒲生近江八幡線(町道大窪・音羽線との交点から町道大窪・内池線との交点までに限る。)
 - (エ) 町道大窪・内池線 (主要地方道土山蒲生近江八幡線との交点から国道307号の東側30メートル以内の区域に 至るまでに限る。)
 - (オ) 主要地方道土山蒲生近江八幡線(河原口橋北側から町道鎌掛・深山口線との交点までに限る。)
 - (加) 町道鎌掛・深山口線(主要地方道土山蒲生近江八幡線との交点から町道旧御代参街道線との交点までに限る。)
 - (‡) 町道旧御代参街道線(須原橋南側から町道鎌掛・深山口線との交点までに限る。)
 - イ 竜王町の区域内に存する道路のうち、次に掲げる道路
 - (7) 町道鏡新町線(国道8号との交点から鏡口交差点までに限る。)
 - (4) 国道8号(鏡口交差点から野洲市と竜王町との境界線に至るまでに限る。)
 - (ウ) 町道西横関線(日野川の河川区域から西横関交差点に至るまでに限る。)
 - ウ 愛荘町の区域内に存する道路のうち、次に掲げる道路
 - (7) 町道愛知川・豊満線(不飲橋交差点から町道旧中仙道線との交点までに限る。)
 - (4) 町道旧中仙道線(町道愛知川・豊満線との交点から主要地方道湖東・愛知川線との交点までに限る。)
 - (ウ) 主要地方道湖東・愛知川線(町道旧中仙道線との交点から沓掛交差点までに限る。)
 - (エ) 町道沓掛・石橋線(沓掛交差点から町道石橋・川久保線との交点までに限る。)
 - (オ) 町道石橋・歌詰橋線(町道石橋・川久保線との交点から宇曽川の河川区域までに限る。)
 - エ 豊郷町の区域内に存する道路のうち、次に掲げる道路
 - (7) 町道旧八号線1
 - (4) 県道安食西八目線(四十九院交差点から県道豊郷停車場線との交点までに限る。)
 - (ウ) 県道豊郷停車場線(県道安食西八目線との交点から高野瀬東交差点までに限る。)
 - (五) 町道旧八号線3
 - (オ) 県道松尾寺豊郷線(町道旧八号線3との交点から町道旧八号線2との交点までに限る。)
 - (カ) 町道旧八号線2(県道松尾寺豊郷線との交点から宇曽川の河川区域までに限る。)
 - (2) 次に掲げる区域
 - ア (1)アからエまでに掲げる道路から片側30メートル以内の両側の区域
 - イ 次の図に示す区域

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部都市計画課および関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

- 2 規則第2条の2第2号イの規定により知事が指定する地区計画の区域は、次のとおりとする。
 - (1) 多賀町多賀神田地区計画の区域
 - (2) 多賀町尼子地区計画の区域
- 3 規則第2条の2第2号エの規定により知事が指定する河川区域の区域は、次のとおりとする。
 - (1) 日野川の河川区域のうち、御代参橋より下流の区域
 - (2) 愛知川の河川区域
 - (3) 宇曽川の河川区域のうち、宇曽川ダムより下流の区域
 - (4) 犬上川の河川区域のうち、金屋橋より下流の区域
 - (5) 芹川の河川区域のうち、合同井堰より下流の区域
- 4 規則第2条の2第2号オの規定により知事が指定する地域 平成10年滋賀県告示第111号 (自然記念物の指定) で 指定した多賀大社のケヤキ (飯盛木) の周囲100メートル以内の区域
- 5 規則第2条の2第3号の規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる鉄道 (規則第2条の2第6号および第7号に掲げる地域内の鉄道を除く。)
 - ア 東海道新幹線
 - イ 近江鉄道
 - (2) 次に掲げる道路
 - ア 中央自動車道西宮線(規則第2条の2第6号および第7号に掲げる地域内の中央自動車道西宮線を除く。)
 - イ 一般国道
 - ウ 県道彦根八日市甲西線 (甲良町役場前交差点から東近江市と愛荘町との境界線までに限る。)
 - 工 県道愛知川停車場線
 - 才 県道豊郷停車場線
 - カ 県道北落豊郷線(高野瀬東交差点から近江鉄道本線との交点までに限る。)
 - キ 県道多賀高宮線および県道甲良多賀線(甲良町役場交差点から土田南交差点までに限る。)
 - ク 県道日野徳原線(町道大窪・内池線との交点から日野駅に至るまでに限る。)
 - ケ 日野町の区域内に存する町道のうち、次に掲げる道路
 - (ア) 町道日野松尾線
 - (4) 町道松尾村井線(町道横町線との交点から日野小学校北交差点までに限る。)
 - (対) 町道大窪・内池線(松尾交差点から県道日野徳原線との交点までに限る。)
 - コ 愛荘町の区域内に存する町道愛知川・栗田線(愛知川交差点から町道東部開発線との交点までに限る。)
 - サ 豊郷町の区域内に存する町道役場横道線
 - ③ 次に掲げる区域
 - ア (1)アに掲げる鉄道から片側200メートル以内の両側の区域
 - イ (1)イに掲げる鉄道から片側100メートル以内の両側の区域
 - ウ ②アに掲げる道路から片側200メートル以内の両側の区域
 - エ (2)イからサまでに掲げる道路から片側 30 メートル以内の両側の区域
- 6 規則第2条の2第4号の規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる道路(規則第2条の2第6号イに掲げる地域を除く。)
 - ア 国道8号(不飲橋交差点から長野交差点までおよび沢交差点から彦根市と豊郷町との境界線に至るまでに限る。)
 - イ 国道307号(出雲川橋南側から日田交差点までに限る。)
 - ウ 国道477号 (河原西交差点から町道大谷線との交点までおよび竜王 I. C 南交差点から町道希望ヶ丘線との交 点までに限る。)
 - (2) 次に掲げる区域
 - ア (1)アからウまでに掲げる道路から片側30メートル以内の両側の区域
 - イ 次の図に示す区域
 - (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部都市計画課および関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)
- 7 規則第2条の2第6号ウの規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる地区計画の区域
 - ア 竜王町山面工業団地地区計画の区域
 - イ 竜王町総合庁舎周辺地区地区計画の区域
 - ウ 県道甲良多賀線沿道地区計画の区域
- (2) 次の図に示す区域

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部都市計画課および関係町役場に備え置いて一般の縦覧 に供する。)

- 8 規則第2条の2第7号の規定により知事が指定する地域は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる地区計画の区域
 - ア 松尾北地区地区計画の区域
 - イ 松尾西地区地区計画の区域
 - ウ 竜王町薬師地区地区計画の区域
 - エ 竜王インターチェンジ周辺地区地区計画の区域
 - (2) 次の図に示す区域

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部都市計画課および関係町役場に備え置いて一般の縦覧 に供する。)

滋賀県告示第411号

昭和60年滋賀県告示第389号(滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条の規定に基づく地域または場所の指定)は、 令和5年3月31日限り廃止する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県告示第412号

滋賀県屋外広告物条例に基づく公共的団体の指定(昭和49年滋賀県告示第460号)は、令和5年3月31日限り廃止す る。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大 造